# 三井住友カード株式会社発行 ビジネス・コーポレートカード加入企業向け クライムマネジメント保険(企業包括補償保険) コーポレートカードクライム保険プログラムのご案内

CrimeManager Insurance Policy Corporate Card Crime Endorsement Sanction Exclusion Endorsement

## 引受保険会社: AIG 損害保険株式会社

- この資料は、保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- 引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

# 保険概要(保険金をお支払いする場合)

この保険は、日本国内所在の被保険者(保険証券に添付される「被保険者リスト」に記載された三井住友カード株式会社の法人カード会員をいい、以下、「加入企業」といいます。)の従業員(単独によるものか他人との共謀によるかは問いません。)によってなされたビジネス・コーポレートカードへの不正なチャージによって加入企業が被った損害を補償します。ただし、かかる不正なチャージが以下のすべての条件に該当する場合に限ります。

- 加入企業に損害を与えることについて故意があったこと。
- 保険期間中または発見期間中に加入企業によって発見されたこと。

#### 用語の定義

ビジネ	加入企業の名義か加入企業の従業員名義
ス・コー	かを問わず、三井住友カード株式会社から加
ポレート	入企業に対して発行された法人向けカードを
カード	いいます。
従業員	加入企業との雇用契約に基づいて業務に従
	事し、その名がビジネス・コーポレートカード
	に記載されているかどうかにかかわらず、加
	入企業が三井住友カード株式会社から加入
	企業に発行されたビジネス・コーポレートカー
	ドの使用を指定および許可した自然人をいい
	ます。
チャージ	加入企業が三井住友カード株式会社におい
	て開設したビジネス・コーポレートカードのア
	カウントに請求される、現金支払いを含むす
	べての金額をいいます。
損害	加入企業または従業員に発生したチャージ
	で、次に掲げる規定のすべてに該当するもの
1	
	をいいます。
	をいいます。 (a)加入企業の直接的または間接的な利益
	(a)加入企業の直接的または間接的な利益 のためではないこと。
	(a)加入企業の直接的または間接的な利益
	(a)加入企業の直接的または間接的な利益 のためではないこと。 (b)三井住友カード株式会社が従業員に対し て請求する場合は、加入企業が従業員に対
	(a)加入企業の直接的または間接的な利益 のためではないこと。 (b)三井住友カード株式会社が従業員に対し
	(a)加入企業の直接的または間接的な利益のためではないこと。 (b)三井住友カード株式会社が従業員に対して請求する場合は、加入企業が従業員に対してかかるチャージを補填したものの、当該従業員から三井住友カード株式会社に対し
	(a)加入企業の直接的または間接的な利益のためではないこと。 (b)三井住友カード株式会社が従業員に対して請求する場合は、加入企業が従業員に対してかかるチャージを補填したものの、当該従業員から三井住友カード株式会社に対して支払いがなされていないこと。
	(a)加入企業の直接的または間接的な利益のためではないこと。 (b)三井住友カード株式会社が従業員に対して請求する場合は、加入企業が従業員に対してかかるチャージを補填したものの、当該従業員から三井住友カード株式会社に対して支払いがなされていないこと。 (c)加入企業が三井住友カード株式会社に対
	(a)加入企業の直接的または間接的な利益のためではないこと。 (b)三井住友カード株式会社が従業員に対して請求する場合は、加入企業が従業員に対してかかるチャージを補填したものの、当該従業員から三井住友カード株式会社に対して支払いがなされていないこと。 (c)加入企業が三井住友カード株式会社に対して支払い責任を負うこと。
	(a)加入企業の直接的または間接的な利益のためではないこと。 (b)三井住友カード株式会社が従業員に対して請求する場合は、加入企業が従業員に対してかかるチャージを補填したものの、当該従業員から三井住友カード株式会社に対して支払いがなされていないこと。 (c)加入企業が三井住友カード株式会社に対

# 支払限度額

1 ビジネス・コーポレートカードに	220 万円
つき	
1加入企業につき	1億6,500万円
保険期間中の総支払限度額	10 億円

# 保険金をお支払い出来ない主な場合

次に掲げる損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ●加入企業の取締役、監査役もしくは理事その他の代表 者の故意による、害意のあるまたは意図的な行為によって 生じた損害

- ●間接的または二次的な損害
- ●この保険で担保される損害の存在もしくは額を立証する ため、または訴訟における提訴もしくは応訴のための費 用、報酬もしくはその他の費用、または回収の費用もしくは 回収に関連する費用
- ●三井住友カード株式会社が加入企業に対して課した利息および手数料
- ●次に掲げるものの不払または債務不履行による損害
- (a)クレジット契約、与信または分割払購入契約
- (b)ローンまたはローンの範疇に入る取引
- (c)リースまたはレンタル契約
- (d)負債の請求書、勘定、約定またはその他負債を証明するもの
- (e)何らかの理由により、最終的に支払われていない費目 に伴う顧客の口座からの支払または引き出し
- ●恐喝による損害
- ●加入企業が法的に責任を負うべき罰金、違約金または 損害賠償額
- ●従業員の詐欺的行為または不正行為を加入企業または 当該従業員と共謀していない加入企業のパートナーもしく は役員が発見した後に当該従業員が被るチャージ
- ●この保険で担保される詐欺、不誠実行為または犯罪行為が行われた時点で、その行為に及んだ従業員が加入企業の発行済株式総数の 5%超を所有しているかまたは支配している場合の損害
- ●従業員以外の第三者により施設内の財物(この規定においては、パーソナル・コンピュータとソフトウエア、在庫および備品を含み、これらに限定されません。)に加えられた損害
- ●施設、建物または施設内の什器もしくは備品に対する損傷または破壊
- ●加入企業が次の期間に発見した損害
- (a)保険期間の開始日前
- (b)保険期間または発見期間の満了後
- ●次に掲げるものによってのみ証明された損害
- (a)損益の計算または比較
- (b)在庫記録と実際の棚卸し数字の比較
- ●機密情報(商業上の秘密、コンピュータ・プログラム、顧客情報、特許権、商標権、著作権または処理方法を含み、

これらに限定されません。)へのアクセスまたは侵害による 損害

- ●直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由に 起因して生じる損害、費用、賠償責任または間接損害 (a)核燃料もしくは核燃料の燃焼による核廃棄物から生ず る放射能による電離放射線または汚染
- (b)爆発危険のある核装置または核物質等の放射性、有害性、爆発性またはその他の有害なる特性
- ●交換または購入において、金銭、有価証券またはその他の財物を任意に提供または引渡したことによって生ずる損害
- ●直接であると間接であるとを問わず、戦争、侵略、敵国の行為、敵対行為、軍事的行動(宣戦の有無を問いません。)、内乱、謀反、革命、反乱、人数の割合や数で人民の蜂起とされる暴動、軍隊もしくは僭取権力、戒厳令、騒動、合法的に設立された権力の行動またはテロリズムによる損害
- ●三井住友カード株式会社が従業員に対して請求し、当該 従業員が提出した小切手が残高不足または口座の閉鎖に より名宛金融機関により支払われなかった場合の当該小 切手の金額。ただし、過去 12 か月間に三井住友カードに 従業員が別の小切手を提出していたものの、残高不足ま たは口座の閉鎖により当該従業員の名宛金融機関により 全額が支払われていなかった場合に限ります。
- ●特定のビジネス・コーポレートカードまたは法人向けカードアカウントを使用することを加入企業によって許可されていない従業員が被るチャージ
- ●有価証券、商品、先物、オプション、外国または連邦の 資金、通貨、外国為替などの取引または取引に起因する 損害
- ●取引に伴う信用リスク、またはチャージの支払いを怠っ た加入企業のデフォルトから生じる損害
- ●加入企業の社内規則に従って、加入企業または加入企業の指示に基づき従業員以外の人のために商品またはサービス(加入企業により定期的に購入されるタイプの商品またはサービスに限ります。)を購入するために発生するチャージ。ただし、三井住友カード株式会社が従業員に請求し、加入企業が従業員に補填したものの、従業員が三井住友カード株式会社に支払いを行っていない場合は、当該チャージも補償の対象となります。
- ●(a)退職通知日の後に従業員に発生するチャージ。ただし、退職通知日から2営業日以内に、三井住友カード株式会社が加入企業から当該従業員のビジネス・コーポレートカードの解約の要請を受領した場合はこの限りではありません。三井住友カード株式会社が退職通知日から2営業日以内にアカウントの解約の要請を受領した場合、当該退職通知日から14暦日間は補償対象となりますが、その後は補償の対象にはなりません。
- (b)退職通知日から 14 暦日が経過した日の翌暦日以降、または退職通知日の 75 暦日前より前に従業員に発生したチャージ

- ●紛失したまたは盗難にあったビジネス・コーポレートカードによって生じたチャージ
- ●倒産後または支払不能になった後に加入企業および/または従業員がビジネス・コーポレートカードにより発生させたチャージ
- ●ビジネス・コーポレートカードに不正なチャージが発生した時点で三井住友カード株式会社の会員ではなかった加入企業における損害
- ●加入企業の従業員が当該加入企業に適用される遡及日 の前に被ったチャージ
- ●この保険契約に基づく補償の提供、保険金の支払いまたは便宜の提供によって、国際連合決議による制裁、禁止もしくは制限、またはヨーロッパ連合(EU)、日本もしくはアメリカ合衆国の通商・経済制裁に関する法令もしくは規則に抵触する場合など

# 注意事項

## ご契約時に注意いただくこと

- ■ご契約にあたって
- ◆保険料は加入企業のビジネス・コーポレートカードの発 行カード枚数により個別に算出します。

#### ■告知義務

ご契約を締結いただく際、加入依頼書記載事項(加入依頼書およびご契約の締結にあたってご提出いただく付属書類の記載事項をいいます。)について、引受保険会社に事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があります。特に加入依頼書に※印を表示した項目の記載にはご注意ください。告知義務の対象となる項目は、次のとおりです。

- ① 保険料の算出基礎(ビジネス・コーポレートカードの発 行カード枚数)
- ② 同様の補償を提供する他の保険契約(共済を含みます。)の有無およびその内容

なお、故意または重大な過失により、加入依頼書記載事項について引受保険会社に知っている事実を告げなかった場合や事実と異なることを告げた場合は、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。

#### ■引受保険会社の支払責任の前提条件

この保険契約において保険金のお支払いを受けるには、次の前提条件を充足していただく必要があります。

- (1)三井住友カード株式会社
- ①三井住友カード株式会社は、法人向けカードアカウント 契約における加入企業のすべての義務を履行させ、加入 企業に下記(2)のすべての事項を履行させるためにすべ ての合理的な努力を払うこと。
- ②三井住友カード株式会社は、加入企業に法人向けカード解約申請フォームを提供すること、またはビジネス・コーポレートカードの解約依頼書を提出するよう加入企業に指示すること。

- ③三井住友カード株式会社は、通常のクレジットおよび回収慣行に従って従業員またはその他の責任者からチャージを徴収するべく真摯に努力したが、退職通知日から 60暦日以内に当該チャージの全額の支払いを受けることができなかったこと。
- ④三井住友カード株式会社は、加入企業との契約において、法人向けカードアカウントへのすべてのチャージについて加入企業が責任を負うものと規定すること。

## (2)加入企業

- ①加入企業は、自主退職か解雇かを問わず、被ったチャージについて責任を負う従業員との雇用契約を終了すること。
- ②加入企業は、ビジネス・コーポレートカードは解約されたこと、従業員は直ちにすべてのビジネス・コーポレートカードの使用を停止しなければならないこと、従業員は三井住友カード株式会社に対して未払いとなっているチャージを直ちに三井住友カード株式会社に支払わなければならないこと、および従業員は直ちに加入企業にビジネス・コーポレートカードを返却しなければならないことを記載した書面による通知を、従業員に郵送または電子メールにより送付していること。
- ③加入企業は、従業員またはビジネス・コーポレートカードを使用する権限を有するその他の従業員の雇用が終了した場合は、三井住友カード株式会社に書面により通知すること。加入企業は、三井住友カード株式会社が従業員に対して請求している場合で、当該従業員がチャージについて補填を受けているにもかかわらず当該チャージを三井住友カード株式会社に支払っていないことを把握しているまたは把握しているべき場合は、三井住友カード株式会社に速やかに書面により通知すること。
- ④加入企業は、従業員からビジネス・コーポレートカードを 回収するよう尽力し、退職通知日から2営業日以内にビジネス・コーポレートカードを解約するよう三井住友カード株 式会社に通知すること。2営業日以内に通知できなかった 場合は、退職通知日後に発生したチャージは補償の対象 外となります。
- ⑤加入企業は、従業員からビジネス・コーポレートカードを 回収し、半分にカットし、三井住友カード株式会社に返却で きるよう最大限の努力を払い、努力し続ける必要がありま す。
- ※一度従業員について保険金が支払われると、たとえ別の ビジネス・コーポレートカードによるものであったとしても、 当該従業員に関してはその後の保険金請求は認められま せんので、ご注意ください。

# 保険金のお支払いまでの流れについて

事故発生のご連絡をいただいてから、保険金をお受取りいただくまでの一般的な流れについてご案内します。

#### Step1. 事故発生のご連絡

- □ 従業員の不正行為により加入企業に損害が発生した 場合は、まずは損害の軽減に努めてください。
- □ 従業員の不正行為により加入企業に損害が発生した場合、その内容(日時、経緯、損害額、警察への届出の有無、不正行為を行った者の特定など)を取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。
- □ 他人から賠償・求償を受けることができるときは、権利 の保全・行使に努めてください。

## Step2. 必要書類のご手配・ご提出

- □ 退職通知日から 180 暦日以内に引受保険会社に保険 金請求書にて、次に掲げる情報をご提出ください。
- (a)加入企業が被った損害
- (b)従業員が加入企業によって補填されたものの三井住友カード株式会社への支払いを怠った場合は、従業員が加入企業によって補填されたという証拠
- (c)加入企業が従業員に送付した雇用契約終了通知書の写し、および法人向けカードアカウントの解約申請フォーム(d)従業員からチャージを回収するために講じられたすべての措置の証拠

#### Step3. 保険金のお受取り

- □ お支払金額、お支払先などを加入企業へ書面でご案内 しますので、ご確認をお願いします。
- 引受保険会社が行うこと

#### 事故対応についてのアドバイス、必要書類のご案内

- ■加入企業のご契約内容を確認し、補償の内容をご案内 します。
- ■今後の対応についてアドバイスをさせていただきます。
- ■保険金請求に必要な書類についてご案内します。

#### ご請求内容の確認

- ■保険金をお支払いするために必要な確認をします。
- ■ご提出いただいた書類をもとに、お支払いする保険金の額を算出し、保険金をお支払いします。

# ご連絡先

取扱代	エーオンジャパン株式会社
理店	〒100-0014
	東京都千代田区永田町2丁目10番3号キャ
	ピトルタワー11 階
	aon-crimemanagementinsurance@aon.com
	午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を
	除く)
引受保	AIG 損害保険株式会社
険会社	〒105-8602
	東京都港区虎ノ門 4 丁目 3 番 20 号
	03-6848-8500
	午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始
	を除く)
	https://www.aig.co.jp/sonpo